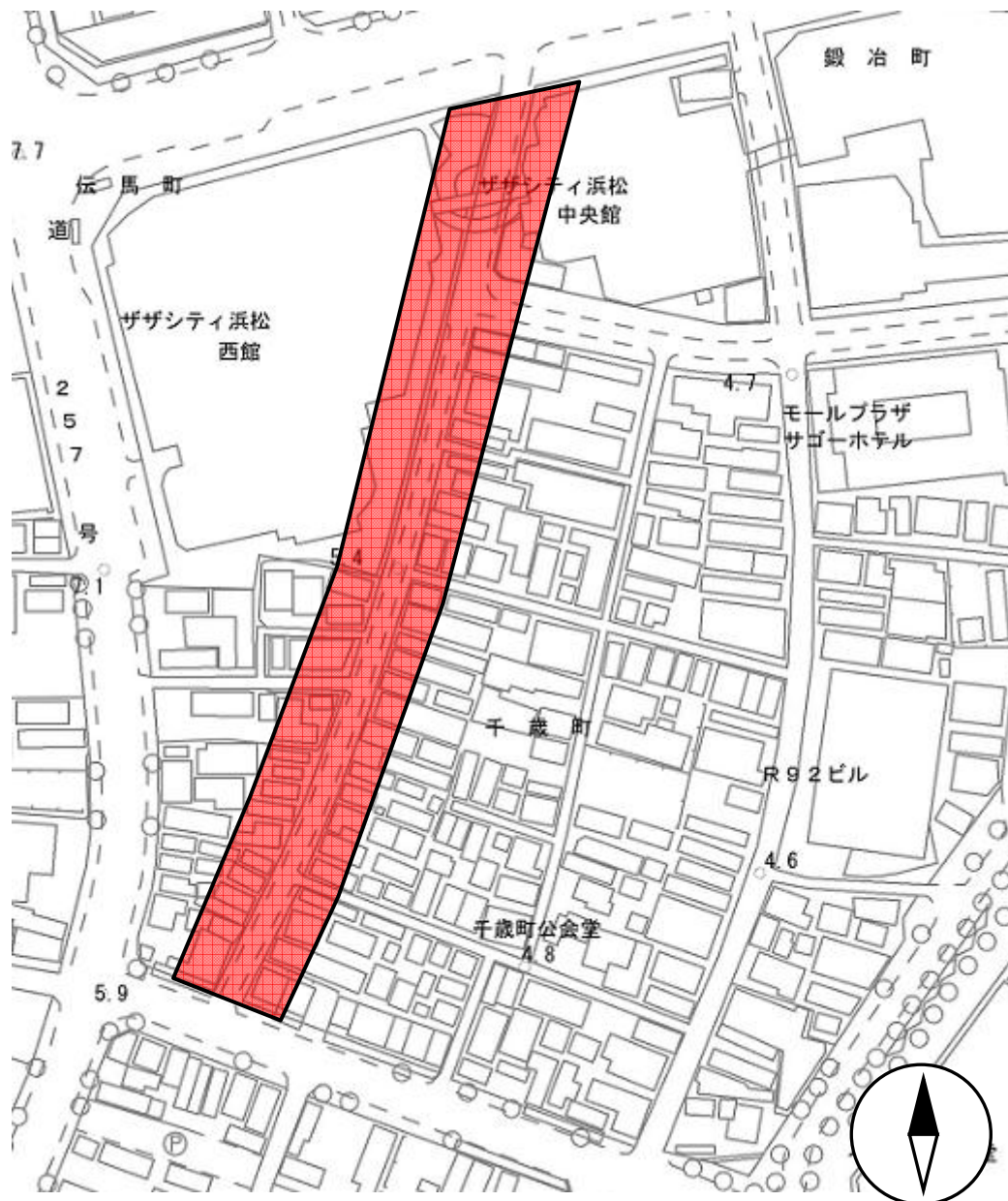


魅力あるまち中央柳通り・をめざして

区域



位置

中区鍛冶町、千歳町の各一部

延長 : 280.0メートル

面積 : 1.1ヘクタール

都市景観形成地区の区域は、道路境界から15メートルの範囲とする。

中央柳通り都市景観形成計画

(平成元年11月1日 浜松市告示第241号)

中央柳通りは、市の中心商業地の一翼を担っており、歴史と伝統ある飲食を中心とした商業地として発展して来た。通りは、北進の一方通行の道路である。将来は、幅員12mの都市計画道路として整備することとなっている。

住民と行政が一体となって魅力ある個性的なコミュニティ道路としてにぎわいのある通りづくりを推進するため、この都市景観形成計画を定めるものとする。

1 中央柳通りの将来像

(1) にぎわいと楽しさの演出

- ア 多くの人々が集中する中心商業地の景観として、華やかさや活気とにぎわいのある街の雰囲気づくりを進める。
- イ 夜のにぎわいと共に昼のにぎわいを併せ持つ通りづくりを進める。

(2) 個性と魅力あるまちづくり

- ア 中心商業地として、風格あるまちづくりを進める。
- イ 街のシンボルとなる施設や街角広場等により、通りとしての個性や特徴を創出していく。
- ウ 建物の外観や看板等の基準を設け、統一感のある通りづくりを進める。
- エ コミュニティ道路として、緑による演出を積極的に行う。

(3) 人と人とのふれあいの場づくり

- ア 人と人、店と人のコミュニケーションの場となる通りづくりを進める。
- イ 快適に楽しく歩けるみち、立ち止まって憩える通りづくりを進める。
- ウ 通りに面したポケットパークづくりを進める。
- エ 通りとしての親しみの持てる景観づくりを進める。

2 都市景観形成の基本目標

- (1) 沿道の緑化やストリートファニチュア等の設置により、快適な歩行者環境の創出を図る。
- (2) にぎわいのある通りづくりを目指すため、個性的で魅力ある沿道景観の形成を図る。
- (3) 中心商業地として連続性のある街づくりを進め、風格ある都市景観を形成する。
- (4) 壁面の後退等快適な歩行空間の創出を図る。

3 公共施設に係る都市景観形成の方針

- (1) 中央柳通りは、コミュニティ道路として歩行者と車が共存できるよう整備する。
- (2) 中央柳通りは、幅員12mの都市計画道路として整備する。
- (3) 電線類の地中化を図り、快適な空間を確保する。
- (4) ストリートファニチャア、植栽等により、にぎわいのある通りを演出する。

4 都市景観形成地区基準の策定のための指針

(1) 土地に関する事項

公共空間及び民有地の緑化で商業地景観に潤いを与え、通りのイメージアップを図る。

(2) 建物に関する事項

ア 店舗と通りの一体化により、連続性とにぎわいの確保を図る。

イ 壁面の後退を行うことにより、歩道と一体的に利用できる快適な歩行者空間を確保する。

ウ ペンシルビル等の不安定な建物は、共同建替えの促進を図る。

エ 建物のデザイン、夜間照明等に配慮し昼夜にぎわう商業地を目指す。

(3) その他の事項

ア 中心商業地の景観にふさわしくないものを規制することで、商業地としてのにぎわいと美観の向上を図る。

イ 広告物の美観の向上と統一化を図り、街並みに落ち着きと風格をつくり出す。

ウ 街並みの美観を損なわないよう適切に維持管理を行う。

中央柳通り都市景観形成地区基準

(平成元年12月16日 浜松市告示第274号)

1 土地に関する事項

- (1) 現状の宅地の細分化は、できるだけ行わないように努めること。
- (2) 建物の建替えに当たっては、できるだけ道路予定区域内には建築しないこと。
また、空地を道路に面して確保するように努めること。
- (3) 壁面後退部分の敷地は、道路と一体的に利用できる歩行者空間とするため、隣地境界で段差が生じないように努めること。

2 建物に関する事項

- (1) 道路に面する1階部分の用途は、住居として使用しないこと。
- (2) 1階及び2階の軒高は、隣接する建物と調和を図ること。
- (3) 建物の階数は、できるだけ3階以上とすること。
- (4) 建物の形態及び意匠は、周辺的环境と調和し、中心商業地にふさわしいものとする。また、1階部分には、道路と一体的に利用できる演出空間を設ける等利用形態に配慮をすること。
- (5) 建物の建替えに当たっては、できるだけ共同化を行うように努めること。
- (6) 空調設備、給排水設備等は、道路から見えない位置に設置すること。ただし、やむを得ず前面に設置する場合は、外壁と調和した部材等で覆う等の配慮をすること。

3 看板に関する事項

- (1) 置き看板は、できるだけ設置しないこと。ただし、設置する場合は、次の基準によるものとする。
 - ア 大きさは、縦50cm、横50cm、高さ1m以下とすること。
 - イ 1店舗につき1基とすること。
- (2) 突き出し看板は、次の基準によるものとする。
 - ア 建物からの突き出し幅は、外壁から1m以下とすること。
 - イ 看板の下端までの高さは、車道上にあっては地上5m以上、民地又は歩道上にあっては地上2.5m以上とすること。

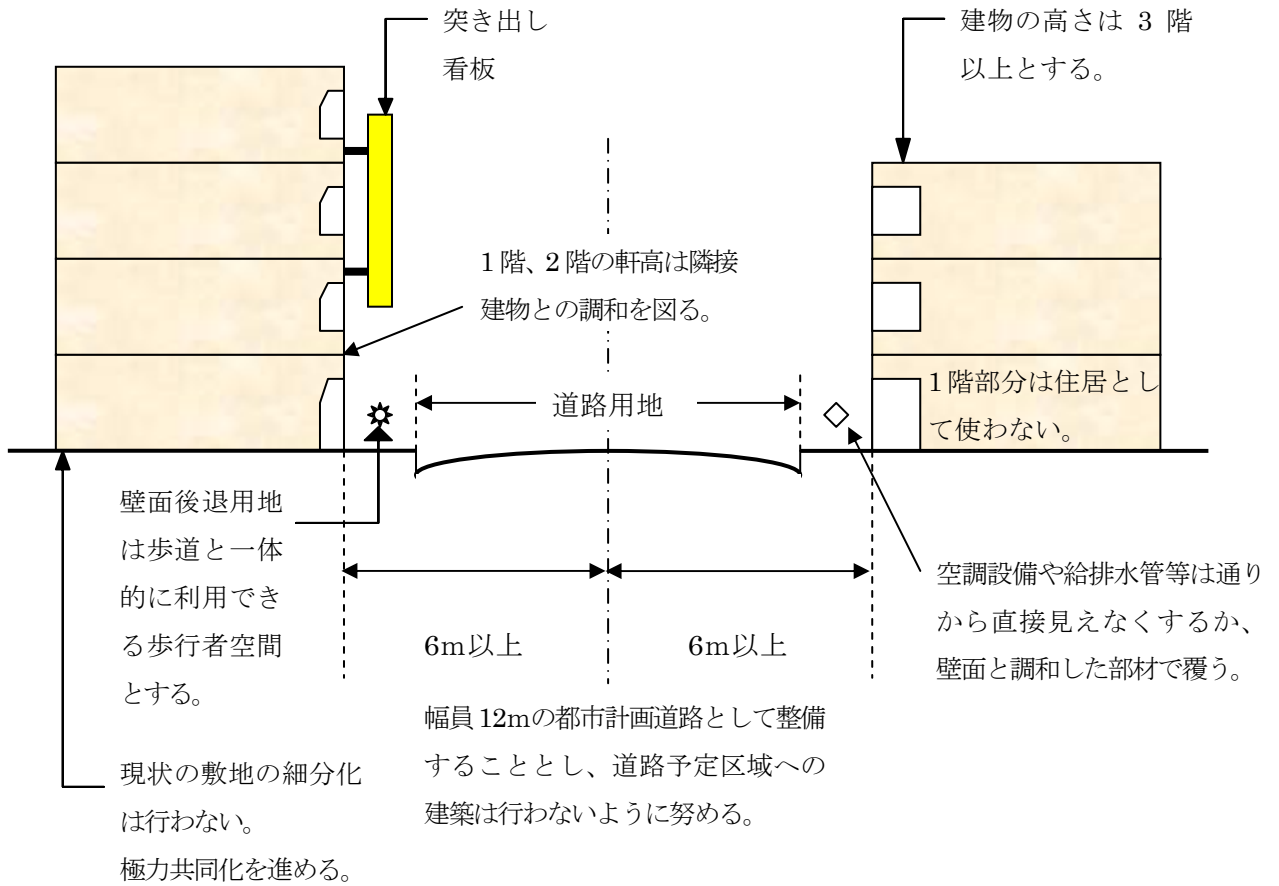
- (3) 建物の外壁を利用する看板の下端までの高さは、民地内で地上2.3m以上とすること。ただし、1店舗1箇所に限り民地内で看板の表示面積が0.4㎡以内であり、かつ、当該外壁からの突き出し幅が12cm以下のものについてはこの限りではない。
- (4) 固定された独立看板は、できるだけ設置しないこと。
- (5) 看板の形態及び意匠は、中心商業地にふさわしく、かつ、周辺的环境と調和したものとする。
- (6) テナントビル等の突き出し看板は、形態及び意匠の統一を行うこと。

4 その他の協定事項

- (1) 閉店後の建物の外観は、街並みにぎわいを損なわないように配慮すること。
- (2) 道路から見える場所に自転車、オートバイ等を置かないこと。
- (3) 建築工事の施工に当たっては、工事現場の仮囲いの色彩及びデザインに配慮し、工事期間中の美観保持に努めること。
- (4) 新たに建物を建築し、又は出店を行おうとする者は、あらかじめ地元繁栄会と十分協議すること。
- (5) 歩行者の通行の障害となるような行為は行わないこと。
- (6) 店先の清掃を積極的に行うとともに、店先の緑化に努めること。

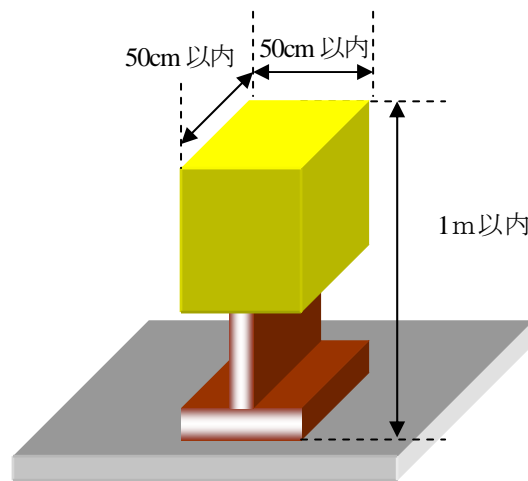
中央柳通り都市景観形成地区基準（概要）

土地・建物等に関する主な事項



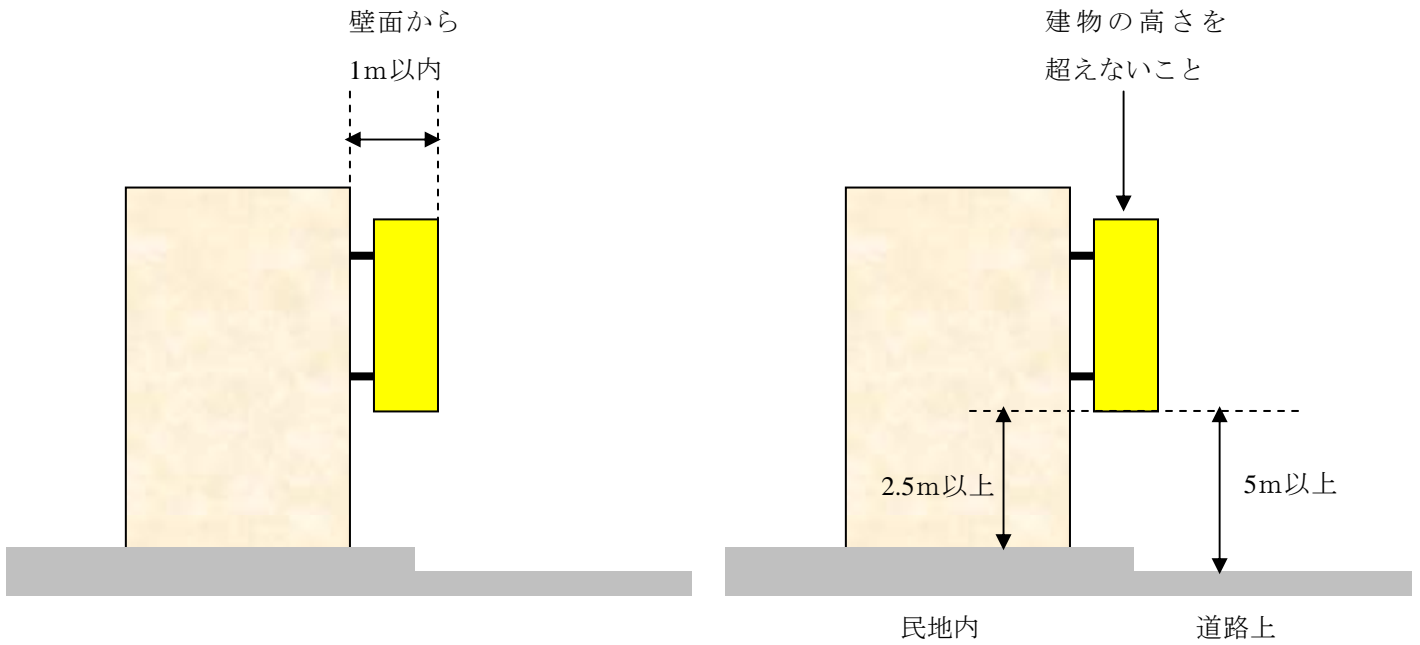
看板に関する主な事項

置き看板の制限



大きさ

突き出し看板の制限



突き出し幅

地面からの高さ

壁面利用の看板の制限

